

平成 24 年 7 月 4 日制定

本マニュアルは、新潟工科大学動物実験規程第 10 条の規定により、新潟工科大学食品機能開発研究センター（以下「センター」という。）の円滑な管理運営を図るため、必要な事項を定めたものである。

実験動物の適切な飼育管理は、①G L P 基準「前臨床試験における動物実験規範」にもうたわれているように、動物実験の信頼性を確保するため、②動物—ヒト間の感染を防止し、センター内外の環境を保全するため、また、③動物福祉の観点からも重要である。

実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者（以下「利用者」という。）の不注意、手抜きなどが思わぬ事故につながりかねないため、常に事故防止を心がけ、責任ある行動を取らなければならない。

よって、センター利用者は本マニュアルを遵守し、本マニュアルに定める遵守事項に著しく違反した場合は、センター長により、センターの利用を禁止する可能性があるので十分留意しなければならない。

1 利用者の資格

利用者は、本学に所属する教職員及び学生のうち、センター長及び動物実験管理者が実施する利用者講習会を受講した者に限る。ただし、センター長が特に認めた者はこの限りでない。

また、上記以外の者は、原則として実験計画参画者が同伴する場合を除き、単独でセンター内へ立ち入ることを禁止する。

2 利用時間

センター長が特に必要と認めた場合を除き、利用時間に制限は設けない。ただし、消灯時間内において飼養室内で作業を行うことは原則として禁止する。

3 利用者の動線

センター内では、定められた作業動線を遵守すること。

4 入退室時の励行事項

センターへの入室及び退室時には、入退室記録帳に氏名、所属、入退室時間及び備考欄に必要な事項を記入すること。同行為は室内灯の消灯義務及び防火防災のための責任行為の記録であるため、必ず遵守しなければならない。また、退出時には、必ず施錠すること。

5 専用の履物、実験衣、マスク、帽子等の着用

センターへの入室時には、前室で指定された備え付けの上履に履き替え、専用実験衣に更衣し、マスク及び帽子を着用すること。また、実験衣のまま、退室することを禁止する。

6 手洗いの励行

入退室時及び動物との接触前後には、手指の消毒を励行すること。

7 喫煙・飲食の禁止

センター内での喫煙、飲食は一切禁止する。

8 動物及び飼料の購入

動物及び飼料の購入は、利用者が行うこと。

(1) 動物入手にあたっては、動物管理状況の確かな生産業者から購入すること。また、原則としてSPF動物を購入すること。

(2) 飼料は開封後の長期保存は好ましくないため、消費量の少ないものについては、利用者間で相互に便宜を図ること。

9 動物の飼養室内への収容

(1) 飼育可能な動物は、ラット、マウスとし、利用者がそれぞれ指定の飼養室に入れること。

なお、実験動物等納入業者のセンター内への立ち入りは、原則として前室のみとし、他所への立ち入りは禁止する。

(2) 実験動物の購入時には、前室に備え付けの納入簿に必要事項を記入のうえ、健康状態を検査し、健全な動物のみ飼養室に入れ、異常が認められる動物については、飼養室に入れないこと。

また、飼育中に異常を認めた動物については、直ちに屠殺処分等の処置をすること。

(3) 動物収容時及び実験終了後には、各飼養室入口に備え付けの管理簿に収容頭数及びケージ使用状況を記入すること。

(4) 使用ケージは利用者ごとに規則正しく配置し、氏名等を明記したラベルを貼付すること。

10 飼育管理

飼育管理は利用者が責任をもって行うこと。

(1) 給餌・給水

①動物の健康状態・状況を監視し、古い飼料の使用は避けること。

②自動給水ノズルの先端（飲み口）部分は特に細菌が繁殖し易いため、飼育中は必要に応じて、少量の排水を行うこと。また、定期的に全給水管中の貯留水をケージ棚下部から排水させること。

③給水フィルターは定期的に交換すること。

(2) 動物の頭数

絶えず頭数を確認し、逃亡した動物は必ず捕獲すること。万一、捕獲できなかった場合はセンター長に報告し、指示を仰ぐこと。

(3) ケージ・床敷の定期的交換及び洗浄

①利用者は汚物の溜まり具合を点検し、床敷は頻繁に交換を行うこと。

②使用済みケージは飼養室内に放置せず、所定の方法により、速やかに洗浄・消毒、乾燥させ、ストッカーに戻すこと。

(4) 汚物、塵芥及び動物屍体の処理

- ①飼育及び実験に付随して生じた汚物、塵芥は、利用者が所定の位置の汚物入れに入れること。
- ②センター内で使用又は死亡した動物の屍体は、利用者が所定のビニール袋に入れ、所定の冷凍庫に収置する。なお、動物にエーテルなどの可燃性麻酔薬を使用した場合には、十分揮発させてからビニール袋に入れること。

(5) “Keep Clean”

飼養室内は作業終了時及び定期的に必ず清掃を行うこと。また、実験機器・器具類は、使用後は洗浄し、清毒あるいは滅菌しておくこと。

11 実験室の利用

- (1) 実験室は手術、解剖等、飼養室内の動物実験に使用できる。使用後は、実験室の整理・清掃及び備え付けの実験器具・機材の洗浄・消毒を行い、原状に戻してから退出すること。
- (2) センター外に持ち出した動物を再度持ち込むことは禁止する。

12 特殊実験の禁止

センター内でのR I、ヒト及び他の実験に影響を与える特殊な薬物・毒物の投与又は感染実験（ヒト及び他の実験動物に伝播する恐れのある微生物を感染させ、又は同微生物を排出する恐れのある実験動物を取り扱う実験）は禁止する。

13 実験器具等の持ち出し及び持ち込み

- (1) 原則としてセンター内の実験器具・機材等の持ち出しは禁止する。
- (2) センターに持ち込むセンターの維持管理上必要なもの以外の機材・薬品等は、原則として使用の度に持ち出すこと。

14 飼育経費等

動物、飼料、床敷（マウス用）その他飼育上必要なもの及び履物、実験室内衣類、洗浄剤、消毒剤その他センターの維持管理上必要なものは、原則として利用者負担とする。

15 利用の制限又は禁止

他の利用者に著しく迷惑を及ぼした場合には、関係者に注意を与え、さらに利用制限、禁止の措置を講ずる。

16 異常時及び緊急時

- (1) センター内に異常が発生した場合（機械設備異常の場合を含む。）は、速やかに総務課へ連絡すること。
- (2) 地震、火災等の災害が発生した場合は、別に定める新潟工科大学食品機能開発研究センターにおける地震等災害発生時の対応マニュアルに従うこと。

17 利用者の義務

- (1) 当番制によりセンター内の清掃及び整理・整頓を行うこと。
- (2) 利用者は年1回のセンターの大掃除と飼養室内の消毒・殺菌を行うこと。

附 則（平成 25 年 4 月 24 日一部改正）

このマニュアルは、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 22 日一部改正）

このマニュアルは、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。